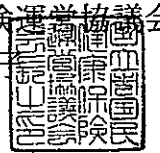




国市運収第11号  
平成28年1月21日

国立市長 佐藤 一夫 様

国立市国民健康保険運営協議会  
会長 木村 陽子



国民健康保険税の保険税率等に関する答申書

平成27年10月30日付国福健発第1097号において諮問を受けた国民健康保険税の保険税率等について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 答申内容

保険税率等について

低所得者の引き上げ額が少なくなるように応能、応益の割合を考慮し、医療給付分（医療分）、後期高齢者支援金等分（支援分）、介護納付金分（介護分）について次のとおりとする。

医療給付分（医療分）

	現行	改定
所得割額	4.6%	5.5%
被保険者均等割額	18,500円	20,000円
課税限度額	51万円	52万円

後期高齢者支援金等分（支援分）

	現行	改定
所得割額	1.2%	1.8%
被保険者均等割額	7,600円	10,000円
課税限度額	14万円	17万円

介護納付金分（介護分）

	現行	改定
所得割額	1.15%	1.85%
被保険者均等割額	9,000円	11,000円
課税限度額	12万円	16万円

上記保険税率等は、平成28年度以後の年度分の保険税について適用する。

## 2. 答申に至る経過

諮問に対して国民健康保険運営協議会は、国民健康保険税の改定が必要か、赤字繰入金削減目標3億円が妥当かという観点から、6回にわたり多面的な分析に基づき議論し、協議を重ねました。

協議のポイントは、①国立市の国民健康保険被保険者の年齢構造や医療費の動向、国民健康保険税などの動向を踏まえ国民健康保険特別会計の現状と今後の推移および市の一般会計から国民健康保険特別会計への赤字繰入金の動向②医療費の削減策について③改定額の被保険者世帯ごとの負担分布と類似団体等との保険税・保険料率比較④生活困窮者への対応⑤平成30年に実施が予定されている国民健康保険の広域化、つまり国民健康保険の保険者の市区町村から都道府県への移管がもたらす国民健康保険税率への影響等です。

以下、協議の主な経過を記します。

市長からの諮問について、国立市が置かれている現状及び今後の財政的状況（一般会計・国民健康保険特別会計の両面）を、国民健康保険の意義を踏まえ検討いたしました。諮問から答申までの期間がおおよそ3か月と限られた時間の中で、保険税率の引き上げという多くの市民に負担をお願いする苦渋の判断をしなければなりませんでした。

国民健康保険は国民皆保険の基盤をなすものです。自営業者、退職者や非正規雇用者等が加入する保険であり、比較的所得の低い人々が多く加入していることから、社会全体で支えていくことが求められます。

国立市でも国民健康保険被保険者の高齢化、医療の高度化や薬剤の進歩等による医療費増大等は言うに及ばず、国民健康保険保険者として市の運営努力の範囲を超えた後期高齢者支援金等拠出金等の支出も増え、国民健康保険特別会計の歳出が急激に増加する傾向にあります。一方、国民健康保険の被保険者数は減少し、加入者の所得は低迷する傾向にあり、国民健康保険特別会計においては赤字繰入金的大幅な増加の要因となっています。

市の財政は赤字地方債に頼らない運営を目指しており、国民健康保険に対する一般会計からの繰入額も、無制限に増やしていくことはできないということも理解しました。また、「国立市財政改革審議会 答申」や、少子高齢化対策、公共施設マネジメント等の今後の財政需要に基づき、一般会計からの赤字繰入金額を6億円に留めたいという市の目標に対し、市は市民生活への影響を考慮し、国民健康保険特別会計への赤字繰入金削減目標額を3億円としました。

現行の国民健康保険税率のもとで一般会計からの赤字繰入金は平成27年度においておおよそ11億円ですが、平成30年度においてはおおよそ13億3千万円に増加することが予測されています。市は税率改定により赤字繰入金を抑制することで、平成30年度において一般会計からの赤字繰入金を10億円未満に抑えることを目指しています。

今回の保険税の改定において、大きな額を検討しなければならなかった要因の1つとして、国立市が前回の税率改定まで約15年間税率を据え置いてきたことがあげられます。

平成30年度の国民健康保険広域化、つまり国民健康保険の保険者の市区町村から都道府県

への移管については、制度設計として一部明確になっていない点もありますが、赤字繰入金を抑制する方向で検討が行われていることから、現状における判断として、今後はさらなる財政検証を行い、改定の必要性を検討する等の対応が必要であると考えられます。広域化については、新しい情報等が分かり次第、市は運営協議会に情報提供を行うように求めます。運営協議会では、その情報を踏まえて、さらなる議論を行っていきます。

歳出抑制の努力も更に必要です。国立市としては、医療費の分析を行い、その結果に基づき、医療費を抑制する施策を強化する必要があります。具体的には、現在行っている特定健診・がん検診などの予防関連事業や食と運動など生活習慣改善の啓発活動の強化、ジェネリック医薬品への変更の推進等を行い、市民の健康を増進し、医療費の増加を可能な限り抑制していくように強く要望します。

国に対し、国民健康保険が安定的に運用していけるよう制度設計を行うこと、国の公費負担の拡大を行うことについて、国立市が要望していくことを強く求めます。また、付帯意見にもありますように、薬価改定時に、先発医薬品の薬価をジェネリック医薬品の水準近くまで引き下げること、より患者に負担が少なく医療費も削減できる治療方法の適用等、保険給付費の削減に繋がる施策や、政令による課税限度額の引き上げについても、関係機関と連携して国に提言していくことを強く要望します。

国の課税限度額改定については、国立市においても速やかに国の基準に合わせて改定することが適切と考えます。

国民健康保険制度の状況、平成30年度の国民健康保険の広域化、つまり国民健康保険の保険者の市区町村から都道府県への移管及び今回の改定について、被保険者だけではなく市民の理解と協力を得るために、市はさらに広報等に努め周知を図ることを強く要望します。

今回の改定は、国民健康保険の広域化が実施される平成30年度において、国立市の国民健康保険の財政状況が改善され、健全化がなされることを目指していますが、その達成状況等を途中経過も含めて、運営協議会としても注視をしてまいります。

### 3. 付帯意見

#### (1) 保険財政について

・国民健康保険においては、その性格上避けられない被保険者の高齢化、低所得者の増加が財政に重い負担となっているが、国民皆保険の最後の砦であることから、国がさらに国民健康保険財政を支えるべきであるという意見がありました。

#### (2) 低所得者への配慮及び保険税の徴収について

・国立市が保険税の収納率を近年高めてきた努力を評価する意見がありました。  
・支払が困難な被保険者や支払要請に応じない被保険者に対する差し押さえ処分については、個々人の状況に応じた、行き過ぎのない対応を求める声がありました。  
・保険税の増額は収納率の低下を招き、それがさらなる保険税の増額に繋がることで国民健

康保険制度そのものが立ち行かなくなるのではと危惧する意見がありました。

(3) 高所得者への保険税賦課について

- ・政令の範囲を超えて、市独自でも課税限度額を引き上げ、それを低所得者への配慮のための財源に充てるべきであるとの意見がありました。
- ・市独自に課税限度額を引き上げる等所得割に重きを置きすぎた場合、高所得者の市外流出を招くのではないかととの意見がありました。

(4) 健康づくりと医療費削減について

- ・健康づくりと医療費削減については、市の取り組みをこれまで以上に進めてもらいたいとの意見がありました。
- ・国立市の国民健康保険だけではなく国全体の取り組みとして、高額な医療費が必要となる疾病について、疾病にかからない、重症化させない取り組みが重要であり、慢性疾患などに対しても、患者により負担が少なく医療費も軽減できる治療方法を適用することが大切という意見、また、稼働世代の医療へのアクセスを容易にすることが必要であるとの意見がありました。
- ・国立市の国民健康保険だけではなく国全体の取り組みとして、薬価改定時に先発医薬品の薬価をジェネリック医薬品近くまで引き下げるよう国に要望するべきであるとの意見がありました。

(5) ジェネリック医薬品について

- ・ジェネリック医薬品については、市は医師と薬剤師に相談してくださいとしているが、その安全性や効果については十分に留意する必要があるとの意見がありました。

(6) 家計の負担について

- ・40代、50代は収入が多くなる反面、支出も多くなる世代でもある。そういった部分にも配慮していく必要があるとの意見がありました。
- ・子育て世帯に対して、国民健康保険制度内で支援するべきであるという意見がありました。
- ・子育て世帯に対して、国民健康保険制度などで子育てを配慮するよりは、市の子どものための施策（給付や事業等）を通じて、より合理的に支援するべきであるとの意見がありました。

(7) 保険税率引上時期について

- ・1億5千万円ずつ2年にかけて段階的に改定を行ってはどうかとの意見がありました。
- ・今年度は半分の1億5千万円分を改定し、翌年度に給付の伸び等を見て、残りの1億5千万円分について改定の要否を検討することとしてはどうか、との意見がありました。

(8) 諮問時期について

- ・諮問を受けてから答申までの期間が短いという意見がありました。

(9) 公聴会・意見を聴く会等について

- ・これまでの公聴会・意見を聴く会などへの参加者が少なく、広報等に工夫が必要という意見がありました。
- ・今回の意見を聴く会などについても市民の参加者が少なく、本答申案に対する市民の意見を吸い上げることができなかったとの意見がありました。